

議案第 4 3 号

狭山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

狭山市国民健康保険税条例（昭和 2 9 年条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 項及び第 7 項中「第 3 5 条の 2 第 1 項」の次に「、第 3 5 条の 3 第 1 項」を加える。

附 則

この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

令和 2 年 6 月 5 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

地方税法の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。